みいけ

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町
電話3033番
炭電 528番 475番

編集兼発行人 山本博貢
三鉱労組印刷工場

三鉱労組
機関紙

書記局便り

十九日　西鉱連執行委員会
廿日　山の上事件公判
廿一日　長期計画説明会
廿二日　福岡県民大会
〃　中央執行委員会
廿三日　中央委員会

次の斗いに備えよう！

繰込場で妥結内容を聞く組合員

会社の不誠意を追及
山元団交九日目に妥結
三鉱連九北五山の支援の中で

七月一日、福利厚生、労働条件等三十項目にわたる要求書を提出し七月四日以降九日間、徹宵五晩にも及ぶ精力的な団体交渉の結果、福利厚生の赤字をタテに要求を拒否し続けた会社も、組合が時間外作業の拒否、一時間五〇分の時限スト、揚炭拒否の実力行使を指令し闘争を強化したゝめ漸くスト回避の色を示して来たが、まだまだ会社に誠意あることを認めることが出来ず、二十日午前零時に組合側は交渉を打切り引揚げようとしたため会社側は事態収拾に必死となり交渉続行を懇請してきたので、更に前進した回答を行うことを前提に続行することになつた。

会社側は直ちに内部の打合せに入つたが午前四時三十分から交渉を再開し、精力的な交渉の結果午前八時三十分、諒解点に達したので組合は指令第二号に基く闘争態勢を解き、二十日間に及ぶ強力な闘いに終止符を打ち、次の通り協定書を取り交した。

協定書

三井鉱山株式会社三池炭鉱と三池炭鉱労働組合とは福利厚生施設労働条件等に関し左記の通り協定する。

記

一、公傷者並びに附添者給与取扱の件

公傷者並びに会社が認めた公傷者附添人の賃金取扱に関し本人本来の持前本人給一〇〇％に達しない場合は本人本来の持前本人給一〇〇％を保障する。

二、通勤電車増発の件

通勤電車に関し次の通り増発並びに一部時刻変更を行う。

①玉名線

イ、土曜日三番方昇坑時二本増発

ロ、公休日二番方昇坑時一本増発

ハ、三列平井発午前四時十一分を午前四時〇五分に変更

②勝立線

金受列車一往復増発

③桜町線

土曜日三番方昇坑時一本増発

三、保安係及び発破係の職名統一に関する件

宮浦鉱の保安係、発破係の職名については四山鉱及び三川鉱の取扱いと同一に改める。

四、予備灯（安全灯）運搬賃の件

予備灯を運搬した場合は二灯以内一往復につき〇、〇六工を支給する。

五、社宅外灯増設の件

既設のものを整備する。

その他新設を必要と認められる個所については昭和三十一年度上期までに増設する。

六、原社宅に電話取付の件

来春までに通信電話を取付けるよう善処する。

七、狭隘社宅改造の件

狭隘社宅六〇四戸については四カ年計画にて次の通り改良する。

①五二四戸については二戸を一戸に改造する。

②本所七夕、白川、当団社宅八〇戸については仕切り板壁を本壁に模様替する。

八、水害対策の件

次の通り来年雨期までに実施する。

宮浦通松（一四戸）排水溝新設
東谷（二二戸）パラペット
欄杆高め
四山宮内（一六戸）排水溝新設
四山一区　水門溜ます
サブター設置
三川原万田（一二八戸）
排水溝新設
〃　（五戸）地上げ
新港（一二戸）地上げ
一五馬力ポンプを二〇馬力に取替
野添浴場前（八戸）排水溝新設
本所白井社宅　排水溝新設
三作籠天掘（二二戸）土管新設

九、公傷打切になつた子弟に鉱業学校生徒のある場合の取扱の件

当該生徒に対し在籍者に準じて善処する。

一〇、雨漏り修理の件

修繕者については昭和三十年度上期に一〇〇戸実施する。

一一、社宅道路整備の件

昭和三十年度上期に次の通り拡張又は舗装する。

宮浦月見ケ丘　馬渡浴場裏より月見ケ丘上段まで拡張
四山宮内　一区舗装
弥生　六二棟西側舗装
三川野添　浴場前舗装
大谷　旧浴場前舗装

一二、障子戸を硝子戸に切替の件

昭和三十年度上期に一〇〇戸実施する。

一三、大谷社宅に診療所設置の件

医師の住込に努力する。

一四、月田区に燃料配給所設置の件

早急に設置する。

一五、勝立講堂改造の件

昭和三十一年度上期に実施する

一六、救急車使用料の件

医師が必要と認めた場合の救急車使用料金は一Kにつき二〇円とする。

一七、電灯使用量基準改正の件

基準量を
夏季（三月……十月）二五K
冬季（十一月…二月）三五K
に改正する。

なお、電球取替については従来通りとし六〇ワットを含む。

一八、各個水道設置の件

技術的検討を行うため新港、大谷社宅に実施し、残余の個所については爾後引続き組合の意向を尊重して施行する。

一九、浴場新設並びに拡張の件

昭和三十年度上期下期の実施戸数は夫々一五〇戸とする。

宮内浴場は昭和三十年度下期に拡張する。

四山第二浴場は昭和三十一年度上期に拡張する。

二〇、便所マンホール改造の件

①水害対策に伴う地上げ施行の個所は同時にマンホールに改造する。

②浸水する便所（万田社宅七、野添社宅六、大谷一）については昭和三十年度上期にマンホールに改造する。

二一、社宅白壁塗替並びに天井張替は当団社宅のみについて狭隘社宅改良工事の一環として実施する。

二二、住宅手当の件

①住宅手当は次の通り改正する

自家居住の世帯主
月　四〇〇円（税込）
借家（間）居住の世帯主
月　六〇〇円（税込）

②昭和二十九年十一月二十七日協定による住宅手当については、協定に基き各鉱所支部間で協議の上、支給する。

二三、宮原診療所再建の件

宮原仮診療所を白井クラブに移転する。

二四、保育園の件

①保母については採用配置転換等により四名補充する。

②給食婦謝礼金は会社負担とする

③保育時間は正午までとする。

二五、脱衣場拡張の件

宮浦鉱脱衣場は大浦坑配転に応じ拡張する。

二六、隔離室勤務手当の件

看護婦が伝染病隔離室に専従勤務した場合は、一方につき七三円を支給し、普通病室勤務と伝染病隔離室勤務を併せ行つた場合は一方に付四〇円を支給する

実施期日

月額支給のものは七月分より。

日額支給のものは七月二十日より適用する。

昭和三十年七月二十日

三池炭鉱代表
三池鉱業所長　佐藤　運二
三池炭鉱労働組合
組合長　宮川　睦男

【訂正】号外、協定書中記二のイ、ロ、③中、昇降時とあるのは昇坑時の誤りにつき訂正いたします。

熊本県地方労働委員に就任するに当って

荒尾地評事務局長　前川　高之

本年二月、皆様の御推せんを得て事務局長に就任しましたものゝ見るべき成果もあげ得ないまゝに去る六月十八日地評定期大会において再選の御好意をお受けしましたが、更に七月一日熊本県地方労働委員に任命されたのであります

デフレの影響が益々深まつて来て、労使の紛争は更に激化し、しかも争議長期化の傾向が顕著に現はれはじめ、とくに中小企業の争議では賃金不払　或いは退職金不払等、深刻さを加えて来ております。こういう情勢の中で、労働者の意識は漸次高まりつゝありますが、未組織労働者の組合結成への意欲はまだ低調であります。従つてこれ等に対する組合結成援助は事務局の当面する大きな責務の一つでもあります。

なお経営者の無理解や労働者自身の法規に対する無知等により不当労働行為、又は基準法違反は表面化されないものを含め、相当多数によるものと推定されますが、これ等法違反から労働者を守る事も事務局の日常活動の一つであります。このような活動を日常業務として直接担当する事務局長が地方労働委員に就任することは、労働組合の絶対的任務と職務権限との両面から、前述の責務をより達成し易くし、更に玉名地評、山鹿地評との連繋をはじめ県下各労働組合との紐帯を深める所以でもあると思います。四山支部が事務局長を労働委員候補に推せんし、荒尾地評の共感を得て管内各労働組合からの支持を受けたのもこの方針に基くものであります。故に私浅学非才ではありますが、労働者から最後のよりどころと期待されて居る労働委員会を真に信頼され得るものとし、不当、不利益な取扱から労働者を守るために微力を尽したいと存じますので、皆様の御指導と御べんたつを切にお願い致します。

前進
総評大会にのぞむ

総評の第六回全国大会は来る七月二十六日から四日間、東京青山の日本青年会館で開催されるがこの大会が全国の注視を浴びるゆえんは少くとも今後一年間の日本の労働運動がどの様な方向をたどるかという一点にかかつている事である。そしてこの焦点が運動方針と役員改選、中でも事務局長のポストにかゝつている事も周知の通りである

言うまでもなく総評の任務はその運動方針にも明らかにしている通り、第一に各単産の産業別統一闘争の強化を助け、これを調整していくことであり　第二には全労、新産別中立組合に共闘と統一をよびかけ、全日本の労働者の団結と統一を達成することである。

（二）

この様な意味において今次第六回大会の意義はやはり行動方針案と事務局長改選に焦点がそゝがれるであろうが、今年度方針案ならびに役員候補の顔ぶれを見て一応感ずる点を挙げれば先ず方針案の中で「労働運動の発展と二、三の自己批判」の内容であるが、この点は方針決定の基礎として最も重要な現状認識であり従つて最も厳しい自己批判と展望が必要であると思う然るに率直に言つてこの分析は依然として甘く表面をなで廻しているに過ぎない感じを受ける即ち①職場闘争が大衆化し、幹部闘争から大衆闘争に発展して来た②産業別闘争から全産業的な広汎な共闘、地域共闘の根をすえはじめたこと③階級的連帯性と労農市民との提携強化が進んで来たこと④この様な大衆的闘いの経験は労働者大衆に自信を与え敵の謀略を打破り産業別セクトを乗りこえて国民的大行進となりつゝある…勿論この様な前進の姿ばかりでなく闘争の失敗をも避けて過去一ケ年の自己批判を加えてはいるが、自己批判の不徹底を指摘せずにはおれない。とくに昨年の第五回大会で高野事務局長が一般報告の中で述べた様に「ビキニの灰の降るごとく、全産業にMSAの被害、軍事経済の罪悪がつもりつもつて今日では統一闘争を組むのに十分な条件がつくり出されている…」という前おきの下に各単産の闘いの勝利と結束の姿を列挙し、今や全国の津々浦々に豆腐屋のおかみさんも床屋さんも、魚屋さんも立上つた…との情勢報告がされていたが、当時われわれはこれでいゝのかという感じを受けたものである

今年はどの様な現状認識がなされるか知らぬが、われわれはむしろこの一年間の闘いの中から各単産のエゴと闘争の孤立化と戦術の不統一や画一性がまだまだ残つている事実への反省を主体とすることが組織の強化と次の闘いへの具体的方針決定に役立つものと思うのである。正直なところ今春の八単産共闘においても幹事会の決定がどこまで単産の機関に移されていたか疑わしいものがあつたし、闘いの波のみでなく戦術の調整など思いもよらなかつた様な気がするのである。どうか毎年同じ反省を繰返さなくてすむ様に、特にイデオロギイ論争に終止しない様な血の通つた方針作成の態度を希望してやまない。

なお人選の点であるが、今回は国鉄の岩井氏の出馬が決定され、高野氏と事務局長を争う様であるが、どうか昨年の二の舞をしないように、職場も傍聴席も総立ちになつてこうふんする様な対立の空気を作らないように祈つてやまない。

昇給六圓に決る
具體的展開は山元で

三鉱連は三十年度昇給について保安発破係員問題などと共に六月九日より数次にわたる団交を続けその間人当り四円案、五円案を一しゅうし、全三鉱連の要求を結集して精力的交渉を重ねた結果、人当り六円で妥結し、三井鉱山と三鉱連との間で大要次のような覚書附属諒解事項を取交した。

1、昇給財源

昭和三十年三月末日現在在籍直轄鉱員（除組合専従者、罷役者及び未復員者）で且つ査定当日在籍する者一人当り平均日額六円を以て計算した額

2、昇給資格者

昭和三十年三月末日現在在籍直轄鉱員除（組合専従者　罷役者及未復員者）で且つ三月末日現在で実勤続満六ケ月以上の者、但し査定当日在籍しない者は資格者としない。

3、昇給基準

昭和三十年三月末日現在実勤続満六ケ月以上一年未満の者は一般昇給者の半額

4、昇給方法

昇給額は個人別に査定し決定する。その具体的方法については会社は組合と協議の上実施する決定された昇給額は各人持前の固定給とし能率に対して支払う賃金の基礎には繰入れない。

5、昇給実施期日

昭和三十年四月一日附を以て実施する。

6、精算

昭和三十年四月一日以降実際に個人別昇給額が決定実施されるまでの間の昇給額の精算方法については別途協議する。

附属諒解事項

昭和三十年七月十三日附昇給に関する覚書4の昇給額は三池に於ける能率給率（職種給率を含む）田川に於ける新勤式職務給（歩増）を乗じる対象にはしない。

書評
『法律入門』

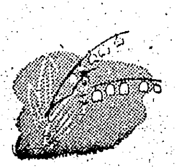

イエーリングという有名なドイツの生んだ法学者は、その小著『権利のための闘争』の中で次のようなことを言つている。「権利は自動的にまもられるものでなく、犠牲と闘争とを要する。従つて権利のための闘争を放棄することは、不正の存在と拡大を許す行為にすぎない」と。

本書の著者、戒能教授は、この単純明白な原則が今日の日本においても強い意味を持つていることを指摘し、「われわれは権利のための闘争を放棄することにより、むしろ自己の権利を一つずつ放棄しているのではあるまいか」と読者に呼び掛けている。たしかに憲法にかゝげてある基本的人権の多くが有名無実化するのを、たゞ指をくわえて見ているという手はないのである。デモクラシーとは端的に言つて、われわれの政治ということなのである。だから「法がわれわれのものである」という状態を表現しなくては、憲法の条文も泣くに違いない。

そしてこのことは　われわれにその意欲さえあるなら必ずや実現できることであると、著者は説くのである。読者は戒能教授の説得力のある分り易い文章と、豊富な事例の引用とによつて、知らず〳〵のうちに、「法とは何か」、「権利とは何か」ということを教えられ、法と権利とをわれわれ大衆のものとする熱意を呼びさまされるであろう。

憲法は今、危機にひんしている。今日から見れば、憲法は資本家階級にとっては大き過ぎる譲歩であった。だからこそ、われわれはこれを前進のための拠点として守り抜く必要がある。憲法を敬遠し無関心であることは労働者階級にとって敗北を意味する。

【戒能通孝著・岩波新書百円】

（佐大助教授　三島宗彦）

蔭で糸ひく外国資本
石炭合理化法案の實體

参議院議員　阿具根　登

第二十二国会に提案された議案を見るとき　直接労働者の生活をおびやかすもの（首切りの対象となるもの）だけを見ても先ず石炭合理化法案があり、地方自治法の改悪があり附添婦廃止法案がある　その何れを見ても合理化という名の首切り案である。通産省も地方自治庁も厚生省すらも完全失業者八十四万もあり、その対策も完全に出来ていない今日、数万の人をこの失業者群の中にホウリ出して自分の所管だけ無風状態にしようとしている。これを受持つ労働省の態度がまた失業者でもなかつたら労働省の意識がないかの如く考えているのか、各省のシワ寄せをそのまゝ引受けている。

保守派の政権であつても労働省は労働者のサービス機関であり、労働者の寄り所である筈である。その労働省が失業者を出す他省と真剣に討論した事を聞いたことがない。今度一番大きく採り上げられている合理化法案を見る場合も　六万人に及ぶ人員整理を前提としてあるに拘らず労働省が中央に組織を持つ炭労の意見を聞いた事もなく、たゞ通産省のなすがまゝの法案が出来上つてから失業問題で頭を悩ましている様である。

そうして既に二年前から石炭のコストを下げるために、鉄道の新設が取上げられた川崎線（福岡県嘉穂郡、田川郡）の工事を合理化法案にくつゝけて合理化法案の失業対策としている様であるが、今日まで川崎線が極めて難行していたのは事実であるが、これは合理化法案以前のものであり、合理化法案以前の失業対策であつたのだ　これを今度の合理化法案の失業対策とするが如きは誠に腹黒いやり方といわねばならない。

法案の内部に入る前に私は斯かる法案を出さねばならなくなつた原因を追及したい。炭鉱が不況になつていることは誰れでも知つている。たゞその不況を如何にして好転せしむるかも大切だが、その原因を知り、これを除くことが先ず第一であろう。

昭和二十五年六月より三年続いた朝鮮の動乱は我が国石炭企業に異常な好況をもたらした（併し労働者が良くなつたのではなくて資本家のみである）それが朝鮮動乱の終結と同時に、石炭は急激に不況になつて来た。

それでは朝鮮動乱中に日本の石炭が数百万屯も朝鮮に輸出されていたのか、これは否である。昭和二十七年には五十二万屯の輸出であつたのである。その他軍需面も多少の石炭を使つたであろうが、それでも現在の案のように三百万屯もの炭鉱をつぶさなければ出来ない程の石炭が需要ではなかつたのだ。それでも昭和二十六、二十七年は、悪い業者は故意にボタを混ぜて而も屯七千円からの高価で売りつける程の石炭不足でもあつたのだ。それが急に下降した。わずか二年間で中小炭鉱はパタ〳〵と倒れて来た　而も日本人のエネルギー需要量は増えているのだ。それは何といつても昭和二十八年度以降に外国より輸入した重油が最も大きな原因をなしている。昭和二十九年度は重油の輸入量は五三七万Kリツトルであるが、昭和二十七年度は三七〇万Kリツトル程度である。このうち石炭を使用することの出来ない漁船や陶器具に使う重油を除いて鉱工業に使つて居る重油だけを見れば、昭和二十六年度九四万九千Kリツトル昭和二十七年度一、七七九キロリツトルが昭和二十八年度は一躍に三五万六千Kリツトルとなつており、この間の国内炭、輸入炭、重油の生産ならびに輸入状況と消費見透しを政府の説明によれば　上表通りである。

年度	国内産（千屯）	輸入炭（千屯）	重油 鉱工業（千Kリツトル）
26年度	46.492	2.627	949
27	42.565	3.442	1.779
28	43.430	4.535	3.536
29	42.023	3.187	3.457
30	43.570	2.970	3.192
31	42.318	2.684	3.026
32	47.070	2.714	2.787
33	48.000	2.700	未定
34	49.000	2.674	未定

この表で見る如く昭和二十六年の九四万九千Kリツトルは二十七年にその約二倍となり二十八年以後急にそれの三倍となつている。昭和二十六年と二十八年を比較すればその差二五八万七千Kリツトルであり、石炭に換算すれば実に四六五万六千屯余となる。石炭協会の調査ではその差五八九万二千屯である。二十七年以降、日本の石炭はかゝる大きな数量の圧迫を受けて中小炭鉱は崩壊し、今又三〇〇万屯に上る石炭山の買いつぶしを提案したが、それではこの最大原因たる重油を二十六年の線に引もどす事は出来ないとしても大幅な規正をすれば、炭鉱は直ちに生き返る事が出来るし、失業者を出す必要もない。その上に立つて綿密なる総合燃料計画を立てるべきである。

然るに政府は吉田内閣当時の愛知通産大臣も、現石橋通産大臣も重油に関税をかける事を約束しながら、それも出来ず、今次は合理化法案の作成当時、関税を一部かけることになつていたが、それも遂に何時の間にか再び一ケ月延長となり、立消えになる恐れすらある。まして重油の規正とは名ばかりで三十年度二十七万屯、三十四年度に石炭換算の一〇〇万屯である。何故に斯かる明りような事実があるのに、重油に手がつけられないのであろうか。

政治経済研究所編「日本における外国資本」の中で石油事業の冒頭に外国資本に対して最も深い従属性を示しているのは、石油産業である事を明示している。又、現在我が国の石油精製会社九社のうち裏日本の国産原油を処理する日本石油と日本鉱業二社を除いた主力、太平洋岸製油所をもつ七社のうち五社は各々株式の半数又は過半数を譲渡して外資の経営参加を許しており、その内容は

会社名	資本金（百万円）	投資外国会社	株式の取得比率
東亜燃料	2.025	スタンダード（米）	55%
興亜石油	260	カルテツクス（米）	50%
三菱石油	1.200	ダイドウオーター（米）	50%
日本石油精製	4.000	カルテツクス（米）	50%
昭和石油	1.700	アングロサクソン（英）	50%

となつており、東亜燃料では社長副社長は日本人だが、会長制をとり会長は米人、常務以下十三人のうち六人が外人、興亜石油では重役十三人のうち七人、昭和石油では重役十四人のうち、三人が外人三菱石油では社長は日本人だが副社長は外人、重役八人のうち半数が外人であり、株主総会や重役会を開いても外人重役の承認を得なければ議案は成立せず、多くは外人重役が外国本国と打合せてきめた案を形式的に株主総会にもちこんで議決を求める方法で支配が行われている。例えば東亜燃料や興亜石油では日本側重役は全く有名無実の存在である。と酷評している。斯かる事実の上に立つて見るとき、吉田内閣も現政府も外国資本の圧迫をはね返す事も出来ず、税金もかけ得ず　規制も出来ず、日本の基礎産業を破壊し、日本経済の動力源を外国に握られている事をはつきり示している。そしてそのシワ寄せが、日本の労働者の中でもみじめな炭鉱労働者の首切りになつて現れて来たのだ。

我々は先ず日本の産業の自立のためにも、この外国資本をはねのけて日本の産業を守らねばならぬと思う。

国会審議状況

石炭鉱業合理化臨時措置法案、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案の国会審議状況次の通り

五月廿一日　上二法案内閣提出
六月　四日　衆議院本会議にて石炭合理化法案を石橋通産大臣より趣旨説明
六月　八日　衆院商工委員会で上二案について提案理由説明（石橋通産大臣）
六月廿三日　衆院商工委員会で石炭合理化問題で通産大臣、政府委員に質疑
六月廿四日　衆院商工委員会で重油ボイラーの件で通産大臣、政府委員に質疑
六月廿八日　衆院商工委員会で石炭合理化問題で通産大臣、政府委員に質疑

夏季文芸　原稿募集

▲創作、題材自由、四百字詰原稿用紙十枚程度▲感想文　組合員の場合は「生活革命運動に就て」主婦は「教育と家計」四百字詰三枚▲学童綴方「海」八百字以内▲短詩文芸、詩自由、短歌風、俳句川柳等ガ▲写真「海と子供たち」四ツ切、その他漫画、替歌、うそくらべ等〆切七月三十一日

酷暑中のたゆまざる闘いに敬意を表し御見舞申上げます

参議院議員　阿具根　登
衆議院議員　田中　稔男
衆議院議員　坂本　泰良
福岡県議　浦川　守
熊本県議　酒井　善爲
大牟田市議　松本　勇
小宮　生計
蓮尾　信治郎
月足　康則
廣澤　修功
中川　末義
石橋　進
川畑　昭二郎
大牟田市教委　三島　利信
荒尾市議　浦濱　眞光
屋　猛
寺田　武雄
益田　武利
村本　新
坂口　操
小森　隆一
福川　次郎
荒尾市教委　澤田　富夫
高田村議　森尾　常正
長洲町議　津田　繁義
六栄村議　浦塘　菊雄
（順不同）